

国立研究開発法人建築研究所 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

建築研究所の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業等を取得する男性職員若しくは育児目的休暇制度を取得する職員の割合を35%以上とする。

<対策>

令和7年度～ 育児・介護のための制度について、所内HPに掲載するとともに所内会議で周知する

令和7年度～ 取得要件を満たす職員を把握した場合には、上司から当該職員へ個別に制度の紹介を行うなど取得促進のための取組を行う

目標2：1年間の時間外労働時間について、一人あたり1ヶ月平均14時間以下とする。

<対策>

令和7年度～ 定時退庁日を設定（毎週水曜日、金曜日）し、退所を促すためのアナウンスを実施する

令和7年度～ 出退管理表を作成し、労働時間を適切に把握するとともに実績を所内会議で報告するなど削減ための取組を行う

目標3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間13日以上とする。

<対策>

令和7年度～ 年次有給休暇や夏季休暇（特別休暇）の取得状況を把握し、取得を促す

令和7年度～ GWや夏季休暇、年末・年始等にあわせた連続休暇取得促進の啓発を行う

令和7年度～ 年次有給休暇取得状況をとりまとめ、所内会議で報告するなど取得促進のための取組を行う